

# 民事判決情報データベース化検討会

## 第8回会議議事録

- 第1 日時 令和5年5月24日(水) 自 午後2時  
至 午後5時
- 第2 場所 オンライン開催
- 第3 議事
- 1 開会
  - 2 取得する民事判決情報の範囲
  - 3 情報管理機関の適格性等
  - 4 次回以降の議事、日時等の説明
  - 5 閉会

## 議 事

山本座長：

それでは、所定の時刻となりましたので、これより第8回民事判決情報データベース化検討会を開催したいと思います。

本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は委員の皆様は全員御出席ということで伺っております。

それでは、本日の議事に入ります前に、配布資料等について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。それでは資料の確認をさせていただきます。まずは「事務局作成資料」でございます。資料の詳細は議事の中で御説明したいと思います。参考資料1は「裁判所データブック 2022」の抜粋でございます。判決、決定及び命令の裁判がされるプロセスの御参考として裁判所審級図が記載された部分を抜粋しております。参考資料2は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の抜粋でございます。議論の御参考として安全管理措置の内容に関する部分を中心に抜粋しております。最後になりますが、会議用資料として次回以降の日程等について記載したものを配布しております。資料の確認は以上となります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、早速議事に入りたいと思います。事務局作成資料に沿って議論をしたいと思いますので、事務局の方からまず説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。事務局作成資料のスライド2を御覧ください。二つ目の丸に本日の会議の内容を記載しております。本日は、取得する民事判決情報の範囲及び情報管理機関の適格性等について御議論いただきたいと思います。

スライド3は本資料の概要でございます。

スライド4を御覧ください。まず、本日の一つ目のテーマである「取得する民事判決情報の範囲」について、論点1として挙げましたとおり、基幹データベースに収録する裁判情報の範囲について御議論をお願いしたいと考えております。収録すべき裁判情報の範囲としましては、電子判決書、これに代わる電子調書に加えまして、決定や命令についても収録の対象にすべきか否か、対象とするとしてその範囲についてどのように考えるのかといった点を中心に御議論いただきたいと考えております。

スライド5を御覧ください。これまでの御議論を踏まえて民事判決情報の提供の意義について記載しております。

スライド6を御覧ください。本検討会におきましては、令和4年の民事訴訟法の改正により民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続のデジタル化が図られることを踏まえて、専らそのような手続における民事判決を念頭に置いて検討が進められてきたところでござ

いまして、必ずしも判決以外の決定や命令についても対象とすることまでは想定されていなかったように思われますので、改めてその意義の有無や当否について検討していただきたいと考えております。民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続におきましては、権利義務についての終局的あるいは中間的な判断である判決に向けた手続追行の過程において、決定や命令という形式でも種々の裁判がされることがあります。一般に決定及び命令は、裁判機関の判断や意思の表示という点では判決と共通いたしますけれども、その内容・対象は、訴訟指揮の措置ですとか付随的・派生的事項あるいは暫定的判断事項、迅速性の要請の高い事項等、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものでありまして、こうした点も踏まえて手続上も判決とは異なる取扱いがされておりますし、憲法上も公開が明記されているものではございません。

スライド7を御覧ください。こうした点を踏まえまして、決定及び命令については理由の詳細が示されないものですか、あるいは定型的なもの、それから裁判書の作成に代えて調書に記載されるものも数多く存在いたしまして、相当な方法で告知すれば足りることとされていることから口頭により告知がされることもあるなど、告知の在り方も一様ではございません。こうしたもろもろの点を考えますと、判決とは異なりまして広く一般的に国民に提供する意義に乏しいように考えられるところでございます。また、決定及び命令を一律に基幹データベースに収録することとした場合には、情報管理機関において処理・管理する情報量は増加しますし、それに伴う負担の増加にもつながりまして、ひいては利用者の負担する料金への影響も懸念されるところでございます。他方で、民事訴訟手続等における決定及び命令には、上告裁判所による上告却下決定ですとか上告棄却決定のように終局的判断が示されているものもございまして、こうした上告審における決定については基幹データベースに同様に収録するニーズがあるという考え方も考えられるところです。また、現状におきましても、例えば、移送の申立てですとか文書提出命令の申立てに対する決定等の一部については、裁判書が作成されて結論に至る裁判機関の判断過程が詳細に示されているものが、裁判所のウェブサイトですとか商用データベース、判例雑誌においても種々紹介されているところでございまして、一定のニーズがあることもうかがわれるのではないかと考えられます。

以上を踏まえまして、民事訴訟手続等における決定及び命令を基幹データベースに収録する対象とすべきか否かについて、御議論をお願いしたいと思います。加えまして、仮に国民に提供する一定の意義があるとしたしましても、先ほど申し上げましたように、決定及び命令には多種多様なものがありまして、告知の方法・内容も一様ではございません。情報管理機関において処理・管理する情報量の増加等ですとか、あるいは利用者の負担する料金への影響等も懸念されるところでございますし、あるいは基幹データベースの収録になじまないと考えられるものもありそうです。そこで、収録する決定及び命令の範囲についてもよくよく考える必要があるかと考えております。一例で申し上げますと、先ほど御紹介したような上告審における上告却下決定や上告棄却決定のように終局的判断が

示されているものについては、収録される判決の確定の有無等を判断する上で、収録の意義があると考えられる見解もあると思われます。また、現在も裁判所のウェブサイト等に掲載されている類型の決定や命令であって、裁判書が作成されて判断の過程が詳細に示されているものについては収録の意義があるとも考えられます。なお、住所・氏名等の秘匿決定等ですとか閲覧等制限決定につきましては、その制度趣旨に照らしても、また利活用に供されることで訴訟提起の萎縮効果を生じるおそれも懸念されることから、情報管理機関に提供すること自体が望ましくないとの考え方もありそうです。こうしたもろもろの点を踏まえますと、仮に決定及び命令を収録するとしても、その範囲については情報管理機関の負担を考慮しつつ、決定及び命令を国民に提供することの意義を十分に踏まえて検討すべきであると考えられますが、どのように考えるべきかといった点も御検討いただきたいと思ひます。少し長くなりましたが以上となります。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、この論点1「取得する民事判決情報の範囲」につきまして御審議をいただければと思ひます。どなたからでも結構ですので、御発言を頂ければと思ひます。宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。事務局において非常に適切に整理をしていただいて、議論の基礎になるものと思ひます。大体大きな方向性は賛成であり、また立ち上げの段階で過剰な負担をこの仕組みに掛けることは望ましくないと思ひておりますが、他方でインターネットの分野でよく問題になるところで申しますと、仮処分の決定等において実質的に訴訟を先取りし、また訴訟を起こさない段階での紛争解決を行う、山本先生の前で言うのは大変萎縮いたしますが、いわゆる満足的仮処分とか、仮の地位を定める仮処分のような形で、表現の自由とプライバシーに関する重要決定等が出ることもございます。また、そういったもののうち非常に重要なものは、最高裁に限らず市販の判例集あるいは判例データベース等に掲載されることも非常に多いかと思ひます。もちろんこれらの手続の中には簡易迅速性であったり、正にプライバシーの保護といった観点から、そもそも一律に掲載がふさわしくないと思われる決定もあるのだと思ひますけれども、この判決データベースの意義を考えるということになりますと、特に今後インターネット上の紛争解決が増えてきて保全の手続等によって処理される、それがまた実質的な紛争解決であるということも非常にあるということを考えますと、これらについても今回のタイミングでうまくいけばですけども、しかし、いずれにしても収録するような判決情報の対象として一つ御検討いただくと良いのではないかということで論点を提示させていただく次第です。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。大変重要な点の御指摘であったかと思ひます。1点少しくラリアファイしておきますと、今回の検討会はこの論点1の部分にあります、令和4年改正民

訴法によるデジタル化が図られているということ、そこがまずもって対象となっておりまして、宍戸委員御指摘の仮処分決定、そのほかにも民事執行の決定とか倒産の決定とか、あるいは家事審判とか様々ものがあるかと思いますが、これにつきましては現在国会で審議中のその他の民事裁判の IT 化に伴ってデジタル化が図られるという予定のもので、民事訴訟よりも施行が 2 年か少し後になるということが想定されているものです。そういう意味では、直接の制度の対象ではないということですが、ただ民事訴訟の中の決定の取扱いが、そういう民事訴訟以外の裁判の決定の取扱いにも影響を及ぼす面があることは否定できないところだというふうに思いますので、もちろんその点も見据えて、当検討会では御議論をいただくということになろうかと思えます。その点から今の宍戸委員の御意見は受け止めさせていただきたいというふうに思います。

宍戸委員：

クラリファイしていただいてありがとうございます。少しそういったことへの近い将来での拡張可能性等も見据えた上で、そもそもなぜこの民事判決情報をデータベース化するのかということとの関わりで視野に入れながら、やはりやめておこうとかいろいろ御議論いただくと良いかという程度の趣旨でございます。本当にありがとうございます。

山本座長：

誠にその点はそのとおりだと思います。そういった点も含めて是非お気付きの点を自由に御発言いただければと思います。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。三つぐらい申し上げたいことがあって、まず事務局からの案にもありましたが、最高裁の決定と、それからこの例には挙がっていませんが、更正決定は必須で入れていただきたいと思えます。これは判決自体が変更されるもの、もしくは判決が最高裁でどうなったかというものですので入れていただきたい。

二つ目ですが、弁護士としての立場から言えば証拠に関する決定はできれば全部見たいのです。文書提出命令とか証拠保全とか、あとは、閲覧禁止は証拠だけではないですけども、こういうものは全部見たいですが、全部が難しいということであれば、これも事務局からの案に少しありましたが、少なくとも裁判所のウェブサイトで公表されているもの、それから今判例雑誌等に裁判所の方から提供されて載るもの、これはこちらの管理機関の方にも提供いただきたいというふうに思います。それからできれば不服があったもの。簡易な不服しかないというのは事務局からの説明にありましたが、不服があったものは見たいと。即時抗告があったものは見たいというのがあります。

三つ目は宍戸先生と同じなのですが、今既に法案が出ている民事執行法等の IT 化がなされた際には、当然同じようにこういうデータベースに収録してはどうかという議論がされると思いますので、ここで何らかの基準を立てるとすると、そちらで保全とか執行の決定とか破産とかをどうやって収録するかという話の基準にもなると思います。私は今、

散発的な希望を述べているに過ぎませんが、ここでの基準がそこに絶対影響するのでじっくり議論したいなというふうに思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。板倉委員、1点確認ですが、最初に最高裁の決定というふうにおっしゃいましたけれども、事務局の方で本案の訴訟についての上告棄却や上告却下を一応例として挙げたのですが、板倉委員の御趣旨はもう少し広い、例えば許可抗告に基づく決定とか、そういうようなものも含まれている、最高裁がする決定という御趣旨でしょうか。

板倉委員：

そうですね。最高裁がする決定は全部入れてほしいと思います。

山本座長：

よく分かりました。ありがとうございます。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

東京大学の巽でございます。私も、特に行政法の研究者として、例を挙げてこれは入れてほしいというようなことを申し上げるつもりなのですが、一つは、事務局に上げていただいた、上告裁判所による上告却下決定や上告棄却決定、あと原審裁判所の方での上告却下の判断ですとか、要するに審級に関わる情報に関しては網羅的にデータベースに入れていただきたいということでございます。と申しますのも、行政法分野ですと、高裁までの裁判で終わってしまっているものが、そもそも上告がされなかったのか、それとも上告はされたのだけれどもその後どこかの段階で却下なり棄却がされているのか、結局事件がどうなったのかがすぐには分からないという事件が割とございまして、研究しているときには関係者に問い合わせたり新聞報道に当たったり、判例時報の冒頭に載っている上告事件の概要を見たりと苦労することがありますので、審級に関わるそういった決定に関しては入れていただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、これも部分的には事務局資料に上がっているのですが、移送ですとか文書提出命令といったものに関しては、民事事件でも行政事件でも学術的な研究の対象になり、かつ実務上の重要性も高いと思いますので、これも含めていただきたいということがございます。また、行政事件訴訟法の方ではかなりの量の特則が置かれているわけでありまして、例えば被告の変更や参加の申立てに対する判断というのも、行政事件訴訟は決定で裁判所が決めるということにしております。この辺りの行政事件訴訟に特有の決定というのも、少なくとも私のような訴訟法に関心のある行政法学者には非常に大きなニーズがありますので、このようなものをデータベースに入れることも御検討いただきたいと思います。ひとまず私からは以上ということで、よろしくお願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

小塚です。私の方からは、先生方とは別に趣旨は変わらないのですけれども、まずそもそも論を申し上げて、その後に現実的な解のようなことを申し上げられればと思います。そもそも論というのは、民事判決情報のデータベース化ということの意義は、裁判所が生み出す情報は全て国民がアクセスできるということがやはり本来のあるべき姿で、それが例えば判例として役に立つかどうかとか活用されるかどうかというのは、それは利活用機関が判断をすることが本来ではないかと思うわけです。そういう意味で言いますと、今回の御提案のように取得される民事判決情報の範囲を限定するというのであれば、そこには何らかの説明ないしは理由というものがあるべきであろうと考えています。それは恐らく一方では、情報管理機関の側の設備面を含めたコストの問題あるいは対応に要するコストの問題ということでありましょうし、これは、私はよく分からないのですが、裁判所の側にも対応するコストという問題があるとすると、先ほど山本先生が言われたように既に成立した IT 化法の範囲と、これから国会で審議される IT 化法の範囲でもって取りあえず成立していることだけが前提になる。私がよく分からないと申し上げたのは、書かれる判決なり決定なりはいずれにしても実態としては裁判官の方々は既にデジタルでお作りになっているので、そこにどれだけ違いがあるかということは思うのですが、しかし裁判所側のコストということでそこで線を引くということもあり得るのかなというふうには思われます。それからもちろん事務局が御説明になったように、そもそも含まれている情報の性質上、これはデータベースに入れるべきではないというものはあると思います。

それで具体的な話なのですけれども、まず一つは、既に宍戸先生などもおっしゃったように、資料には訴訟手続の中での決定の話が出てきますが、その外側にあつて、現在の法案の方に含まれている、特に仮処分等の問題というのはやはり私も非常に重要だと思います。これでも一応商法・会社法の研究者だということになっておりますので、例えば募集株式の発行差止め等が本案として争われているというのは寡聞にして知らない、常に仮処分で争われてそれで決着がつくわけです。

それからもう一つは、会社法で非常に大きなボリュームを占めるようになってきているのが株式買取請求における価格決定。これは手続的な意味での非訟ということではなくて、ルールに照らして一つの解が出るというよりも、一種の政策判断を裁判所にさせるという意味での非常に非訟らしい非訟手続です。しかし、これも判例として意義を持ち、研究され、そして会社法の規範を作っていることは間違いがないことですので、こういうものについても遠くない将来に、少なくともこのデータベース化の対象に入れていただきたい。そう考えますと、仮に今回取りあえず制度を作るときには限定された形にするのであれば、それを例えば省令による追加指定のような形で拡張できるとか、あるいは先ほどの私のそもそも論に照らすならば、本来裁判所が示す意思表示は全てデータベース化されるべきものであつて、そのうち一定のものは除くとし、除かれたものの中でも省令指定によってデータベースに含めることができる方に追加するとか、何かそのよう

な工夫をしていただければというふうに感じました。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。小塚さんに御質問ですけれども、最初のそもそも論のところなのですが、今までは割合、判決つまり憲法上公開が保障されている、そういうものを念頭に置いておおむね議論はされてきたところですが、今おっしゃった基本的な考え方というのは、必ずしも憲法上公開が要請されていないもの、あるいは今おっしゃった非訟事件というのはそもそも非公開の手続という、公開してはいけないといいますが、公開ではない手続も含まれていると思うのですが、それらの間で基本的な価値判断というのは変わらないだろうというのが小塚委員の認識ということになるのでしょうか。

小塚委員：

私の考えている理論的な整理を申し上げておきたいと思いますが、このデータベース化の話を裁判の公開に結びつけるというのは非常に重要な契機で、その制度と関係のないものとして考えるべきではないと、一方ではそう思います。

他方で、この民事司法改革の司法制度改革推進に関する会議の決定でもって裁判所の判断というものが国民の財産であるというふうに書いてあります。その趣旨というのは必ずしも狭い意味での訴訟手続における判決に限るものではなくて、司法という機関が示す作用はおよそ国民の財産であるべきではないかと、他方ではそう思っているということです。色の濃淡はあるかもしれませんが基本的には全てが国民に共有されるべきであるというそもそも論を考えております。

山本座長：

ありがとうございます。よく分かりました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。司法書士の鹿島です。皆様方と同じように、一定の決定に係る情報についてはデータベースの収録対象とするのは差し支えないというところは同じ考えでおります。完全にユーザーの立場という形での発言になるかとは思いますが、司法書士の立場から申し上げますと、やはり移送の決定についてはデータベースの収録の対象にさせていただきたいというところがまず一つ希望としてございます。

ほかの司法書士からの意見にはなるのですが、実務上訴訟において相手方の特定が困難であるケースについて、その訴状却下命令に対する即時抗告に関する決定として、静岡地裁の決定にはなるのですが、平成 26 年 1 月 29 日の決定のような重要な決定もされておりますので、こういった決定が即座に見ることができるというところは非常に実務に資するのではないかというような意見がございました。あと、最近では令和 3 年 3 月 18 日の最高裁の決定ですね。こちらの脅迫メールの送信者情報の開示を認めなかった最高裁の決定のように、実務や学術上大きな影響を及ぼすものも近年多く見られますので、検証物の提示命令に対する抗告決定であるとか許可抗告の事件の決定というのは、やはり学術的にも実務的にも重要な意義があると考えておりますので、命令、決定、それか



らそれらの抗告審についてもデータベースの収録をお願いしたいと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは山田委員お願いいたします。

山田委員：

ありがとうございます。私も今までの御意見と重なるところがかなりあるのですが、第一にどういったものを挙げるべきかということですが、どなたか御発言がありましたけれども、最終的には法律に一定のものを書き込むか、あるいは法律的には抽象的な形で書いて、省令等で追加をしていくような、やや柔軟な形式をとっていただくと有り難いと思います。その際に、一般的に決定全部というのが難しいといたしますと、少なくとも裁判を受ける権利と直接関連をするような決定ですとか証拠に関する部分は学問的にももちろん重要ですし、国民にとっても、どういった証拠を提出すべきなのかあるいは保管をしておくべきなのかのルールを示すといった意味で裁判の外への波及もあろうかと思っておりますので、取り分け重要な典型的な類型と言えるのではなかろうかと思っております。

それから、裁判の形式ですけれども、確かに裁判書の形をとっているものが良いということになるだろうと思っておりますし、さらに、例えば典型例では文書提出命令ですけれども、少なくとも抗告審以上のものであれば理由付け等もある程度しっかりされているものだろうというふうに思っておりますので、抗告審以上で対象となる裁判及びそれに対する判断を第一次的には念頭に置いていただくと有り難いと思われまます。その際に、本案との関係が決定だけでは分からないこともありますので、付加的な情報の話ですけれども、ひも付けをどうするのかというところを御検討いただければというふうに思っております。差し当たり以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

増田でございます。先ほど鹿島先生の方からもお話がありましたけれども、一般国民が裁判に踏み切るといふときの判断要素として、終局的判断が示されるものについては知りたいというふうに思うことと、それから移送ができるかどうか、相手方が応じるかどうかという問題が大きく関わってきますので、その点については重要なものではないかと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

度々申し訳ございません。先ほど1点申し上げそびれたことがございました。行政事件訴訟法の中には仮の救済という手続が昔から入っておりまして、取消訴訟については執行停止、義務付け訴訟・差止訴訟については平成16年以降、仮の義務付け・差止めとい

う仮の救済も入っているのですけれども、こちらも決定で裁判所の判断が示されます。これは民事手続でいうと保全に相当するものですので、宍戸委員の問題・関心と近いことを申し上げていることとなりますが、仮の救済についても実務上・研究上のニーズは大きくございますし、行政事件訴訟については常に本案とセットで仮の救済を申し立てることに昔からなっておりますので、民事保全よりも本案の手続と距離が近いということもございます。先ほどの保全手続等と民事訴訟そのものとは法改正のタイミングがずれているという話がありましたが、行政事件についてはもともと同一法律に規定されておりますので、執行停止等の仮の救済の判断というのも、是非今回データベースに入れていただくと有り難いなと思います。令和4年の民訴法改正の時に何か整理がされているのかもしれないのですが、私としてはいずれにせよデータベースに入れていただきたいというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

町村です。先生方がおっしゃったことに全く異論はありません。重要なものがあるから入れてほしいという問題の立て方よりは、重要かどうかというのは事前に分からないという前提で、例えば傾向分析等も含めて収録を必要とするという観点から、やはり決定であっても落とすということは難しいのではないかと思います。秘匿決定とか閲覧禁止の決定も、それらを丸ごと収録しないと、その部分の法適用の在り方は全く検証されなくなってしまうということになりますので、それはまた適当ではないわけです。もともと秘匿された中身は見られないわけですから。したがって、あらかじめ重要かどうかということ判断して絞るとするのはやはり少し無理があると思います。情報管理機関が収録しないと、利活用機関の利用も大きく制約されてしまうこととなりますね。そうなりますますます問題です。問題はどの範囲を絞るかという論点1-2ですかね、そこにかかるのですけれども、決定書が作成されたかどうかというところで切るというのは考え方としてはありだと思います。口頭で調書に記載されただけのものであっても、争いがあれば抗告審で決定書を作成するのが普通ではないかと思いますし。

最後に情報管理機関の負担の問題ですけれども、重過ぎるあるいは利用料金に跳ね返るとするのは、もう少し実証的な材料に基づいて考えることが必要なのではないかというふうには感じました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

2回目です失礼します。実務家より学者の先生の方が、原則全収録説が多くて少し驚いているのですが、若干裁判所の気持ちの方を考えると、今町村先生がおっしゃったように、決定書を作ったものだけが収録されることとして、では口頭による決定にしようという

が増えるのも実務家としてはうれしくないところではあります。範囲を決定する際には、決定を言い渡す方の気持ちに立てばあまり収録されたくないから口頭にしようというのは必ず働いてしまうので、そういう気持ちも加味しながら範囲を決めた方が良いのではという観点も提示しておきます。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。中原委員どうぞ。

中原委員：

ほかの委員の先生方の話の繰り返しになってしまいますけれども、令和 4 年改正という文脈を捨象すれば、決定・命令であるということをもって一律にデータベース化、オープンデータ化の対象にならないとする理論的な根拠は乏しいように感じられました。判決と比べて手続の簡易性等の特徴があるとしても、裁判所の判断であることに変わりはなく、データベース化、オープンデータ化の趣旨・目的から外れるというものではないように思われます。ただ、判決と異なって様々であって些末なものも多いので、収録が原則で例外的に排除するというやり方が、事務負担面とかあるいはコスト面で実効性を欠くというような一般的な事情が、今回論点として上げられた背景にあるものと理解しました。したがって、論点 1-2 で問うているような取捨選択の基準が、少なくとも将来的に重要になってくると。しかも、それはなるべく実質的な判断を要しないで形式的に判断することができなければならないということなのかと思います。そういう基準について良いアイデアが思い浮かぶわけではありませんけれども、多くの委員から指摘があったように、少なくとも事件類型には着目する必要があると、今回のスライド 9 枚目というのは令和 4 年改正を前提にして裁判手続に関するものを挙げていると思いますけれども、いろいろ指摘があったような重要な事件類型は少なくとも将来的には積極的に取り込むべきだと思っております。

さらに、決定書・裁判書というものが作成されたかということに着目するという事も考えられるかと思いますが、事前の事務局のお話ではそれでも些末なものは排除できないというようなことでありましたので、分量で区切るというようなことも考えられるのではないかというふうに思います。

あと、他方で事務局の資料では情報管理機関の負担というのが強調されているのですが、裁判所からのデータ提供という入口の部分で絞ることも考えられるはずですので、基準とその適用を考えるにあたっては、取捨選択における裁判所と情報管理機関の役割分担という観点が重要になってくるのではないかと。なので、併せて情報管理機関と裁判所の負担が具体的にどれくらいのものになるかというシミュレーションが必要になってくるのではないかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。多くの委員から御意見を頂戴できました。私が伺った印象では、論点 1-1 の関係では、御発

言いただいた全ての委員と言ってよいかもしれませんが、少なくとも何らかの形で決定命令を収録する対象に含めるべきではないかというようなことをおっしゃっていました。

そこでこの論点1-2の、どういう範囲を含めるのかということが問題になりますが、これについては恐らく委員の中でのニュアンスというのが多少なりともあったのかというふうには思います。区別の基準としては、裁判の形式、独立した決定書を作っているのかどうか、しかしそこでもそれだけでは区別しにくいのではないかという意見もありました。また、審級について最高裁がする決定、あるいは抗告審の裁判というものについては収録すべきではないかという御意見もありましたし、更に個々の決定の累計についての御意見、証拠に関する決定であるとか、移送に関する決定であるとか、あるいは異委員の方からは、行政事件訴訟法に特有の参加に関する決定であるとか、仮の救済等についても収録すべきではないかという御意見もございました。さらに、現在国会で審議されている法案まで視野を及ぼせば、仮処分決定その他非訟事件決定等々も含めて重要なものがあるという御指摘もあったかと思えます。この辺りについては、更に事務局の方で引き続き精査をしていただく必要があろうかと思えますが、事務局の方から何かこの段階で御発言あるいは感触を伺っておきたいというような点はございますか。

事務局：

渡邊です。本日は様々な観点から御指摘を頂きましたので、事務局の方で更に整理を進めていきたいと思っております。ただ一方で、多様なニーズが示されたと受け止めておりますものの、そのようなニーズについて、裁判情報の提供の意義との関連性で言うと、具体的にどのように位置付けられ、整理されるのかというところをもう少し深掘りしていただくと、今後の資料の作成にも資するかと思っておりますので、もしこの時点で何か御意見、御示唆頂けると幸いです。

山本座長：

ありがとうございます。長田さんどうぞ。

長田委員：

今渡邊参事官からお話があったところにも少し関連するところでお伝えしたいと思うのですが、委員の方々から決定・命令をこのデータベースに登載すべきであり、それに意義があるという御指摘をいろいろ頂いたところで、貴重な御意見で我々としても参考になるなと思ったところがある一方で、やはりもともとの民事訴訟法が、閲覧については何人にも認めつつも、謄写については利害関係人にしか認めていないというところについて、決定・命令は判決以外の訴訟記録に属するものですので、その部分について広く公開するということとの関係でどのように整理をしていくのが良いのかというところについても、委員の方々で何か御見識がありましたらお聞かせいただきたいと思いますところでもあります。以上であります。

山本座長：

ありがとうございます。今法務省及び裁判所からのお話で、先ほどの小塚委員のお話は

それに関連していたところかと思えますけれども、ほかにいかがでしょうか。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

今の裁判所からのお話は、公開するかどうかというところはおっしゃるとおりだと思いますが、情報管理機関に入れておいて、利活用機関に出す段階でそれは制限するということもあり得ますので、そこは閲覧謄写権者が「何人も」ではないから収録しないという話とは若干ずれているかなという気はします。

山本座長：

ありがとうございました。ほかに何か今の点でございませうか。町村委員どうぞ。

町村委員：

すみません、おおむね小塚委員の繰り返したと思えますけれども、やはり一般的な訴訟記録の問題と、法適用の結果であるところの判断とは質的に区別すべきと考えておりました、決定命令もその軽重によっては重要な法的判断が示されるということはこれまで言われてきたところです。それはそういう方向にそろえて収録するという整理の仕方をすべきだと考えています。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにこの段階でいかがでしょうか、よろしいでしょうかね。今渡邊さんあるいは長田委員からお話がありましたように、なお総論的な観点、どのように説明するかというようなことも含めて、あるいは実際上の事務的コストについては複数の委員からもう少しシミュレーションをする必要があるのではないかなというような御指摘もございましたので、そういったことも含めてこの点については引き続き事務局において御検討いただいて、またもう一度御議論いただく機会を設けたいと。できればさらに具体的な形でも御議論をいただければと思いますので、事務局においてはどうかよろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして第2ですね。「情報管理機関の適格性等」という点でございませう。これにつきましては、資料では論点2から論点5まで4つの論点が掲げられておりますので、順に取り扱っていきたいと思います。まずは論点2につきまして事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。本日の二つ目のテーマである情報管理機関の適格性等に関して、これから論点2から論点5までについて御議論をお願いしたいと考えておりますが、その前提となる検討の視点のようなものをまず御説明差し上げたいと思います。

スライド11を御覧ください。これまで指摘されてきましたとおり、民事判決情報の提供には、国民に対する司法の透明性向上や国民に対する行動規範、紛争解決指針の提示といった意義がありまして、更に進んでより多くの民事判決情報を国民が利用しやすい形で提供することは裁判の公開を充実することにもつながり、司法に対する国民の理解の

増進とその信頼の向上に資するとともに、司法のより適正な運用につながると考えられるところがございます。こうした意義に照らしますと、提供される民事判決情報については、一方では、内容の正確性、最新性が確保されることが求められるところですが、他方では、民事判決情報には訴訟関係人に関する情報が含まれることが不可避であることから、国民への提供に際しては訴訟関係人のプライバシー等の権利利益への適切な配慮も欠かせないと思われまます。こうした要請に応えつつ広く国民一般に民事判決情報を提供するための方策として、本検討会におきましては情報管理機関の下に基幹となる民事判決情報のデータベースを構築して、これを通じて民事判決情報を提供する仕組みを設けることを念頭に検討が進められてきました。本検討会においてもこれまで指摘されてきたところですが、これから御検討いただく情報管理機関の適格性等、つまり情報管理機関におけるガバナンスの在り方は、正にこの検討の中核となるものでございまして、今申し上げたような意義や要請を踏まえつつ、適格性、業務運営の適正を確保するための実効的な方策について、既存の法制度も参照しながら検討をしていただきたいと思いますと考えております。

スライド12を御覧ください。論点2は、基幹データベースに収録された仮名後の民事判決情報について、訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすることなどについて、御議論をお願いするものです。

スライド13を御覧ください。情報管理機関が提供する民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理を行った後のものでございますけれども、これまで御議論いただきましたように、例えば商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報については必ずしも仮名処理がされるとは限らないところがございます。情報管理機関がこうした情報を利用者に提供するための関係者の権利利益への配慮の在り方としてはいろいろ考えられるところがございますけれども、他方で訴訟手続に関与する立場にない情報管理機関が、全ての訴訟関係人から同意を取得するということはおよそ現実的ではなく困難であると考えられます。また、本検討会においては、仮に、民事判決情報の提供に当たり、いわゆるオプトアウトによる第三者提供の方法といったことを採用した場合には、基幹データベースが成り立たなくなることを懸念する指摘もございました。そこで、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報については、当該民事判決情報に係る訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきではないかと考えられまして、そのための規律の整備が必要であると考えられますが、どのように考えるべきか御議論いただきたいと思いますと思っております。

スライド14を御覧ください。他方で、先ほど申し上げましたように訴訟関係人の権利利益に対する配慮についてどのように考えていくかということが問題になるわけですが、判決書は公開の法廷でやり取りされた情報に基づいて生成されたものでございまして、閲覧等制限の決定がない限り誰でも閲覧をすることができるものであることから、その情報が第三者に提供されることによって直ちに訴訟関係人のプライバシー等の

権利利益が侵害されるとは考え難いところではございます。もっとも、裁判所において判決書を閲覧に供するにとどまらず、情報管理機関においてこれをそのままデータベース化して広く国民や社会の利用に供することになりますと、訴訟関係人の権利利益が害されるおそれもあることから、その保護を図る必要があることについては財団 PT においても異論はなかったところではございまして、民事判決情報がほかのデータと結合・加工されるなどして本人に不測の権利利益侵害を及ぼすおそれが高まる可能性にも十分留意する必要があるのではないかと考えられます。本検討会におきましても、こうした状況等を踏まえまして、制度に対する信頼を確保する観点からも、提供される民事判決情報につきましては、一定の情報に仮名処理が施されたものとする、それから、仮名処理を含めた民事判決情報の取扱いについては、適格性の担保された情報管理機関に行わせるものとするに異論はなかったところではございまして、また一定の場合には訴訟関係人の申出に応じて提供する民事判決情報を是正する仕組みを設けることや、そのための体制整備を行う必要があるという方向性にも異論はございませんでした。こうした制度的な手当をすることで訴訟関係人の権利利益に対する適切な配慮が行われると考えられますが、なお留意すべき点があれば、この際併せて御議論いただきたいと考えております。

スライド 15 を御覧ください。参考までに御紹介するものでございまして、現在、事務局では、個人情報保護委員会とも適宜意見交換をしているところですが、この検討会でも、個人情報保護法との関係をどのように整理していくのかといった御指摘がありました。この点についての現在の事務局の考え方を示させていただいたところではございまして、このような整理に何か御意見がございましたら併せて御指摘を頂きたいと考えております。少し長くなりましたが論点 2 についての説明は以上となります。

山本座長：

ありがとうございます。それでは、この論点 2、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報について、当該民事判決情報に係る利害関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきではないかという点、また、そのような規律を設ける場合の留意事項につきまして、どなたからでも結構ですので御意見・コメント等、御自由に頂ければと思います。板倉委員お願いします。

板倉委員：

論点 2-1 は全くそのとおりだと思います。恐らくここで検討しないといけないのは、個人情報保護法上の個人情報データベース等なのかどうかであります。そうであろうがなかろうが法令に基づく場合なので大丈夫というのはそのとおりですし、当たらないとしても目的外利用等の問題はありますが、そちらについても法令に基づけば問題ないということで、結論は変わらないのです。ではこちらの基幹データベースが個人情報データベース等であるのかないのかですが、検索ができるかどうかという問題は一つあるにせよ、利活用機関に渡す際の形式において、要するに個人情報の項目が有るかどうかなのかですけれども、恐らく裁判官であるとか当事者が個人の場合の最初に来る生データ部分で

あるとか、仮名化してもそこは容易照合性が出てきますので、こちらについて欄を設けられているのであれば、私はこれは個人情報データベース等に該当するだろうと思います。

この場合に今回の法整備が何か変わってくるかという、個人情報データベース等に該当すれば、この後出てくるいろいろな個人情報に関する規定は個人情報保護法の確認規定部分が含まれるということになり、該当しないとすればそれは、全てではないですが特則だというようなことになってきて、結論としては一緒なのだろうと思います。ただ、提供する形式が個人情報部分で検索できるようにしないと、利活用機関は不便すぎて使えないので、結局できるようにするのだと思うのです。それは基幹データベースで検索できないとしても、提供する形式はテキストのタブ区切りであるとか CSV であるとか何らかそういう形で、メインのものではないにせよ、裁判官とか原告・被告に個人名が入る以上は個人情報データベース等ではないという整理は難しいと私は思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。今の板倉先生の御意見と同じようなところになるのですけれども、私は素人意見で大変恐縮なのですが、データベースの詳細な仕様というのが不明な中で、検索性がないというところをもって個人情報データベースに当たらないと言えるのかどうかという部分の確認が必要ではないかというところで、結局これが個人情報データベースに該当しないことを前提に制度設計した結果、今後利活用機関等のデータベースの実際の構築の際にデータ形式等に制限が加わってしまうことで、結果的に利用しづらいデータベースになってしまうということは避けるべきではないかと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは町村委員お願いします。

町村委員：

論点 2-1 に全く異論がないというところだというのは板倉委員と同じです。論点 2-2 に関してなのですが、関係人の申出に応じて提供する民事判決情報を是正する仕組みを設けるとい、この仕組みの具体的なプランあるいは判断要素、そもそもその判断を情報管理機関が行うことについてのオーソライズあるいは行政的な決定で司法審査にかかるのかとか、そういったことというのは今後の議論に委ねられているというふうな理解でよろしいのでしょうか。それともこの場で議論した方がよいということなのでしょうか。

山本座長：

御質問ですので、渡邊さんからお答えいただけますか。

事務局：

渡邊です。今御指摘のあった点は、これまでの検討会でも様々な御意見を頂いたと私ど



もも認識しておりまして、改めて御議論を深めていただきたいと考えています。それに向けて、この時点でもし何か事後的な是正の仕組みについてアイデアがあるようでしたら、この場でも御意見を頂ければと思います。以上です。

町村委員：

分かりました。確定的な意見があるわけではないのですけれども、やはり一定のプライバシーに配慮した判断ということが事後的な是正処置では必要であろうと思いますし、何らかの重大な損害が生じたときの保護の仕組みということも必要だろうと思います。そうするとそれは必然的に法的な判断ということになりますので、情報管理機関だけの責任で完結するというよりはやはり無理なのではないかというふうには考えています。特段の仕組みを設けなくても民間の機関がそういうことをやったら、別途訴訟で争うというようなことになろうかとは思いますが、できれば情報管理機関に判断のオーソライズがあって、それについての司法審査が及ぶという方が良いのではないかというふうには何となく考えています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。私も基本的には賛成しておりますけれども、個人を推知するような情報、ほかの情報と合わせて推知ができてしまうというようなことまでを情報管理機関があらかじめ知るということは難しいということは理解いたしますので、そうであれば裁判中とか判決を出す段階で、裁判中に個人の秘匿をすることについて申出ができるような形で説明を十分に尽くしていただきたいと思いますと思うのと、それから一度こういう形で出てしまったものを訂正するということのハードルが多分すごく高いのではないかと推測しておりまして、その辺のところを柔軟にできるのかどうかということは非常に気になるところです。

それから個人情報データベースに該当するかどうかという問題ですが、判断は、私は分からないのですけれども、例えば該当しなくてもこの民事判決情報のデータベースという特性に合わせたセキュリティであるとか個人情報の確保ということをきちんとやっていただくという意味では、個人情報データベースよりも高いレベルのこともあり得るのではないかと期待するところです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。小塚委員お願いします。

小塚委員：

ありがとうございます。少なくとも論点2-1については、同意なく利用者に提供できることが適切だと思えるという点は、これは申し上げないといけないだろうと思います。個人情報データベースに当たるのかどうかというのは、先ほどの板倉先生の御発言を聞いて、板倉先生にそう言われると私が何か反論する力はとてもないのですけれども、ただ、この

民事判決に関して問題になる個人は、訴訟当事者、原告、被告だけではないとは思いますが、そういう意味で言うと先ほどおっしゃったことだけで完全に割り切れるのかというのはよく分からないという気はいたします。

それで、いずれにしましても、当たろうと当たるまいとこの法令でもって結局個人情報保護法とは違う形の処理をする、個人処理保護法を適用すれば恐らく仮名処理では済まないのではないかと思いますので、そういう意味でこの民事判決というものの意義に照らして、言わばそれと違う世界というものを作り上げる、ここが大事なところだと考えておきまして、その担保としては論点 2-2 に書いていただいているような提供の仕組み全体の適正さと言わざるを得ないのではないかと考えているところです。

あと一つ申し上げておかなければいけないのが、先ほど増田さんの御発言にもありましたけれども、恐らくこの制度が動き出せば、これはあまりこういう制度設計の場で申し上げるべきことではないかもしれませんが、裁判官の方の裁判書の書き方等も若干変わってくるのかなと、そういうところでの事実上の調整もあり得るのかなと感じているところです。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

宍戸でございます。私は、論点 2-1 については、既に構成員の先生方から御指摘がありましたとおり、これでよろしいのではないかとということでございます。論点 2-2 も基本的には制度的な手当の中身次第ということで、更に深掘りをしていけばいいかと思います。

1 点、私自身は、普通に判決文のデータ、例えばワードファイルあるいはエクセルファイル形式のような形でもいいのですが、最初から主文あるいは事件番号からなっているものがポンとファイルやデータとして渡されるという場面、あるいはせいぜいそれに事件番号や年月日等が付いているというものを念頭に置いて、これは個人情報データベース等に当たらないのではないかと考えてきましたが、板倉構成員の御指摘を受けて、データベースの作り方によっては正に名前でも原告、被告あるいは裁判官の名前で検索可能な、あるいはその項目を設けて検索できるような形でのデータベースの提供ということになれば、確かに個人情報データベースたり得るなと思いました。したがってこれは、現にどういふふうにはデータないしはデータベースを作って提供するかということにも関わる問題だろうかと思います。その点については今後もう少し具体的な深掘りも実務的にしていくということが大事であろうかと思います。ただ、どちらにいたしましても一般的な個人情報保護法の規律とは異なる、もともと利用目的が特定されている、しかもその利用目的は公共的なものである。しかも問題は判決データベースであり、そこに仮名化をするなどの一定の措置をガバナンス付きで行うという限られた場面の話であり、そこにふさわしい適切な規律を課すということが何よりも大事であって、何というかスコラ哲学的にこれが個人情報データベースに当たらないから緩くていいとか、個人情報データ

ベースに当たるからこういう活用がやりたいけどできないというような議論は避けて、適切な制度設計、デザインを行うべきものと考えております。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。米村委員どうぞ。

米村委員：

もう既にほかの先生方の御議論で必要な論点は出尽くしているとは思いますが、一言だけ申し上げたいと思います。私も基本的には論点 2-1 については全く賛成でございます。ただ 1 点だけ、これはこの論点それ自体の問題というよりは、その結果をどのように国民に対して広報するかという問題なのかもしれないのですが、単純に訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供できるようにします、という説明の仕方をすると、やはり「何でそんなおかしな仕組みができたのか」「個人情報を勝手に国が接收してほかの事業者に配布するというようなことを認めるとはけしからん」というような反応が出てこないとも限らないようにも思います。やはりこの点は、論点 2-2 に書かれていることだと思いますけれども、ほかの仕組みで個人に関する情報の保護を図っていくという考え方だということ、個人情報保護法の枠組みとは違う枠組みで保護を図るのだということを、きちんと国民に分かりやすく御提示いただくというのが重要であるように思います。その点補足的に申し上げさせていただきました。すみません、以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにはよろしいでしょうか。基本的にはこの論点 2-1 については御異論ないということだったかと思えます。ただ最後、米村委員からは、あるいは宍戸委員の御発言もそうかもしれませんが、この論点 2-1 の前提として当然論点 2-2、適切な制度的な手当、このデータベースにふさわしいような適切な規律というものが設けられるということが大前提であり、その点を国民にもしつかり説明していく必要があるという御発言であったかと思えます。その点は、これが個人情報データベースに該当するかどうかということに代わって、そういうような措置がとられるべきということであったかと思えます。

個人情報データベースに該当するかどうかについては、委員の間で若干の認識の違いと言いますか、御意見はあったように思いますが、この辺りについては先ほど事務局からも御説明がありましたが、個人情報保護委員会等と連絡を緊密に取りながら整理を行っていくという必要があるということではあるかと思えますが、いずれにしろこの検討会では、必要なこの論点 2-2 でいうところの制度的な手当というのを考えて深掘りしていくということは引き続き重要ということかと思えます。論点 2 につきましてはよろしゅうございませうでしょうか。それでは続きまして、いわゆる各論的な話になってきますが、論点 3 の方に進んでいきたいと思えます。これについてはまず事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の大久保でございます。論点3でございますが、情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の管理の適切性を確保するためには、情報管理機関が事業の目的の達成に必要な範囲を超えて仮名処理前後の民事判決情報を取り扱ってはならないといったことは当然といたしまして、組織的、人的、物理的、技術的に必要となる安全管理措置を講ずることや漏えい等が発生した場合の監督官庁への報告を義務付けること、提供する情報を正確かつ最新の内容にすることなどが考えられるというふうに思っておりますけれども、具体的にはどのような規律を設けることが考えられるのかという点につきまして、委員の皆様のご意見・アイデアを頂きたいというふうに考えております。次のスライドに移ります。

スライド21でございますが、検討の視点というところから記載をしております。訴訟関係人のプライバシー等の権利利益の保護を図るという観点からは、仮名処理前後の民事判決情報の管理に当たっては一定の安全管理措置を講ずる必要があると考えられるところでございます。本検討会におきましては、民事判決情報は民事訴訟法上、原則として誰でも閲覧できる情報であること等から、情報漏えいによりプライバシーが侵害される場合について、どのような情報がどのような形態で流布した場合に訴訟関係人のプライバシーを侵害することになるのかという点を丁寧に議論する必要があるといった御指摘を頂いたところでございます。こういった検討の視点を踏まえまして、安全管理措置の具体的内容でございますが、情報管理機関が講じるべき安全管理措置の具体的な内容としては、組織体制の整備や業務規程の整備等の組織的安全管理措置、従業員の教育等の人的安全管理措置、民事判決情報の削除を行う際に復元困難な方法を採用するなどの物理的安全管理措置、情報管理機関内部におけるアクセス制御や外部からの不正アクセス防止等の技術的安全管理措置等が考えられるところでございますが、これらの措置を講ずるに当たって情報管理機関が民事判決情報を取り扱うという観点から、特に留意すべき事項は考えられるでしょうかというところについて御意見・アイデアを伺いたいと思っております。また、次の丸ですけれども、「従業員の監督等」というところでございますが、情報管理機関において仮名処理前後の民事判決情報に関する安全管理措置を講じるとして、その適正な運用を図るためには従業員に対する適切な監督が不可欠であると考えられます。そこで、民事判決情報の取扱いについて、情報管理機関の従業員に一定の義務を課すといったことについてどのように考えたらよろしいでしょうかという論点でございます。次のスライドに移ります。

スライド22でございますが、「漏えい等が発生した場合の報告」というところについて、基幹データベースに収録される民事判決情報については、訴訟関係人が個人である場合のその氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報について仮名処理が行われるべきものと考えられるところでございますが、こうした処理が適切に行われているのであれば仮に仮名処理後の民事判決情報

が漏えいするような事態が生じた場合であっても、直ちに訴訟関係人の権利利益が侵害されるとは考え難いというところかと思えます。もっとも、民事判決情報には要配慮個人情報が含まれることもあり得ることから、制度に対する信頼性を確保するという観点からは、仮名処理後の民事判決情報も含めて漏えい等の事態が生じた場合には監督官庁に報告する義務を課すということが考えられると思っておりますがいかがでしょうかという論点でございます。次のスライドに移ります。

スライド 23 ですが、情報管理機関が提供する民事判決情報が判決書の内容と異なっていたり、更正決定の内容が反映されていなかったり、上訴の有無に関する情報が適切に反映されていなかったりすると、国民の皆様が判決の内容を正確に理解することができなくなると考えられます。そればかりか、情報管理機関が提供する民事判決情報は司法に携わる法律実務家等にも利用されることが想定されるといったことからすれば、新たな判決の形成過程等に悪影響を及ぼす事態も懸念されることかと思っております。情報管理機関が裁判所から取得する民事判決情報は電磁的記録であることが想定されることから、判決書の写しを手作業で電磁的記録にする現状の運用に比べれば、提供する民事判決情報を整備する過程の中で誤植等が発生する可能性は少なくなるというふうに考えられるところでございますが、情報管理機関における一定の作業が想定される以上、仮名処理その他のデータ整備の過程において民事判決情報の正確性が損なわれる事態を全く想定しないのは適切ではないと考えられるかと思えます。そうしますと、情報管理機関が提供する民事判決情報が電子判決書の内容と相違なく、できる限り最新の情報であることを担保するための規律が必要であると考えております。こうした規律を設けるとして、その実効性を担保するためには情報管理機関において適切な業務フローを設けることや、従業者への教育を含む適切な措置を行うことが考えられるところでございまして、また、情報管理機関から提供を受けた民事判決情報が電子判決書の情報と異なっていることや、最新の情報ではないということを知った利用者等の申出を受け付けて、必要な是正措置を行うといったことも考えられるというふうに思われますがいかがでしょうかというところでございます。参考の記載の御説明は省略いたしまして、皆様の御意見・アイデアを頂戴したいと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、この論点 3、細かくは 3-1 から 3-4 まで分かれてはおりますけれども、どの点からでも結構ですので、お気づきの点、この情報管理機関の安全管理措置等の規律について御発言を頂ければと思います。それでは湯淺委員お願いいたします。

湯淺委員：

ありがとうございます。湯淺でございます。まず、論点 3 全体に共通する点として一つ考慮しなければならないのは、この情報管理機関を創設するとしまして、情報管理機関の性質をいわゆる公的なものと捉えるか、つまり公的な性質が非常に強いものであって行

政機関や地方公共団体、独法等のような性質に近寄せて考えるのか、それとも一般の事業者扱いでよいというふうに考えるのか、このどちらの考え方をとるかによって論点 3-1、3-2、3-3 は大分変わってくるのかなという気がいたしております。仮に情報管理機関を公的性質の強いものとして理解をいたしますと、3-1 につきましては行政機関並みの例えば政府統一情報セキュリティ基準群の遵守を義務付けるとか、あるいは 3-2 につきましても守秘義務を課していくという方法が考えられますし、3-3 につきましても同様で、これは基本的な特別な機関等で法務省が監督すれば足りる、逆に言うと法務省に対する報告を義務付け、またそれを一般に公開すべきかどうかというのはあくまで法務省が判断する問題であり、こういうインシデントがありましたというのを公表するのは言わば法務省側が公表するという方法になってくるのかなという気がいたしました。

他方で、一般の民間事業者としての扱いで足りる、そういう性質のものでよいというふうに考えるのであれば、3-1 については一般の民間事業者に要求されている程度のセキュリティ対策で足りるということになってきますし、3-2 については個人情報保護法の個人情報データの不正な提供だとか盗用に相当するような何らかのサンクションを設ければよいということになります。3-3 のところも、先ほど板倉先生が御指摘になったように、個人情報データベースに当たる、当たらないということにも関連してきますけれども、監督官庁よりもむしろ個人情報保護委員会への報告を義務付けた方が適当かもしれないということになってきます。いずれにしても、大枠として情報管理機関の性質をどう考えるかによって利用側の考え方があり得るとというのが私の意見でございます。

関連しまして、いくつか考えないといけない点があります。これは板倉先生もお詳しいのですけれども、例えば J-LIS とかいろいろな機関で公的性質が強いのか民間的な性質が強いのかということや迷走している部分もあるわけですね。P マークを取らせる、あるいは ISMS を取らせた方が良いのかとか、情報処理安全確保支援士を必ず置かせた方が良いのかとか、あるいは Privacy Impact Assessment を行うことを義務付けるのかとか、個別の論点はいろいろあるかと思えます。したがって、大枠としてどちら側の考え方をとるのかによって、この論点 3-1、3-2、3-3 は個別の論点がいろいろ出てくるだろうというふうに思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。順番にコメントさせていただきますと、今湯浅先生がおっしゃった、行政機関に近いのか民間に近いのかというのはまず必要な視点でありまして、3-1 の安全管理措置は要するにセキュリティを守りなさいということですので、そうなのでしょうということなのですが、行政機関等の場合は保有個人情報つまり散在的な個人情報について義務がかかっています。民間の場合は個人データです。なので、先ほどの今回の基幹データベースが個人情報データベース等かどうかというのは置いておいて、入力

する前のものについても安全管理措置が必要だということであれば、行政機関等のように保有個人情報に相当するもの、つまりデータベース化されていなくても義務を課すということにもなりますし、そこは民間に寄せるのだということであれば、基幹データベースに入っていないければ個人データにはなりません、そこで義務を課すかということになります。3-2は少し個人情報保護法とは違う話を書いてありまして、民間の場合は、従業員は直接義務を負っていないで従業者の監督義務しかないわけですが、ここでは従業員に一定の義務を課すというような考え方ですので、どちらかという公的機関と似た形で提案されています。行政機関等については直接義務がありますし、他人の秘密という形で、民間でいう個人情報データベース等提供罪のほかに義務がかかっているはずで、同じように次世代医療基盤法とか職安法は個人情報保護法の特別法になりますが、こちらでも従業者に直接の義務がかかっています。そういうものを設けるかどうかですが、割と公的部門に近いものとして課すということであればこれらの法令を参考にするのかなというふうに思います。職安法は行政法上の義務として書いてあって、違反に罰則がかかっているという形。次世代医療基盤法は直接罰則で書いてあります。

3-3は、一つは報告先をどうするかという問題で、これは先ほどの個人情報データベース等にも該当するかというのが関係してきてしまいますが、ここで例えば法務省に報告義務を課したときに個人情報データベース等にも該当するのであれば個人情報保護委員会にも報告しなければいけないということになります。該当しないということだと法務省だけというようなことになると思います。両方の場合も、一回の報告で両方に報告できるようにした方がいいだろうと、それは二つに報告していると漏えい事案の対応が遅れると思うからなのですが、そこは先ほどの論点に関わってくるというのを申し上げておきます。

もう一つはここに書いていないのですが、個人情報保護法上非常に面倒くさい義務として本人への通知もあります。しかも、これは本人に連絡がつかないときにしか公表では済ませられないということになっていて、皆に連絡しないといけないのです。これは漏えいを起こした事業者としては非常に負担で、通知の例外として公表を行うというのは、個人情報保護委員会は運用としては割と厳しく見えています。その義務を課すのは無理だと私は思います。法務省との関係で本人通知、つまり原告とか被告に通知するかというのは、これは課す必要はありませんし、個人情報データベース等にも該当するとすれば個人情報保護法上の報告義務は課さないという特則が必要だろうと思います。これは、仮名加工情報はもともとかかっていませんで、ここで扱うものが仮名加工情報と同等だとすればかからないのですが、それは書いておく。個人情報保護法との関係では適用しないというのは書いておく必要があるかなと思いました。

3-4は、個人情報保護法でも正確性確保義務というのは努力義務ですので、これは常に正確でなければ違法だというのは無理だろうと思いますので、これは課すとしてもやはり努力義務として課すのだというようなことになり、現実的には元の判決等が変われば

それはなるべく最新にするというのと、こちらに書いてあるように申出があれば適宜調べて対応するという事で努力義務が果たせるというような運用になろうと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。各論点について詳細な御見解を頂きました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。個人情報については本当に湯淺先生や板倉先生がお詳しいので、少し別の観点ですが、そもそもこの論点の中にも若干個人に関わる情報の話と、そうではないそもそも民事判決情報の適正な提供という話が混在して書かれているように思うのです。それで、まずそちらの方が本来の情報管理機関の在り方としては、結局そこが民事判決のオープンデータを国民に提供する窓口になっているわけですから、そういう意味で適正に業務を履行するという体制が必要になる、ここが第一段階としてあるのだと思います。

論点 3-4 でお書きいただいているのはその部分がかなりあって、例えば判決が一旦出た後に更正されたものがきちんと反映されているかというような話は、そこに個人に関する情報が含まれていようといまいとある意味で出てくることなので、まずそれが言わば情報管理機関としての任務の適正さということなのだと思います。

論点 3-2 で出てくる従業員の義務というのも、もちろん実態としては例えば有名人に関する判決で住所が書いてあったとかいうようなことが想定されるのかもしれませんが、本来はもう少し広くそういう適正な任務を提供する上で関与する従業員、従業員以前に役員があるのではないかという気もしますけれども、に対して義務を課すということかと思えます。この辺りの私の発言は恐らく湯淺先生的に言うと、情報管理機関を公的な性質のものに近く見ているというふうに言われるのかもしれませんが。その上で、確かに社会的に非常にセンシティブなところは、仮名処理前の判決には個人に関する情報が含まれているということは間違いなくて、それについてはそれなりの水準の、今回の個人情報保護ガイドライン等を参照しながらこういう安全管理措置を書きいただくようなことが必要だと思います。特にサイバーセキュリティが非常に厳しく言われている中で、安易に個人の端末とか個人の家庭のルーターを経由した家庭内の作業場とかで作業するというようなことがあっていいものかどうかというのは私は非常に疑問に思っておりまして、それなりの一定の水準のセキュリティというのは必要だろうと思えますし、仮名処理前の判決の個人に関する情報が漏れいたした場合については報告義務ということは出てくるのだらうと思います。これは論点 3-3 にも一般論として書いてありますが、仮名処理後の民事判決情報について漏れが生じたときに報告が必要なのかどうか、これは、私はよく分からないなと思っております、別にそもそも公開されていいものですので、もちろん適正な手続を踏まず例えば利活用機関からの契約もなく外部に流出するということは望ま



しくはないのですが、それが報告ということになるのかどうかというのは分かりませんし、仮にあるとしてもそれはやはり監督官庁、法務省に対する報告ということなのであるというふうに思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは異委員お願いいたします。

異委員：

異でございます。今までの3人の委員の先生方がおっしゃっていたことと全く同じことを考えておりましたので簡単に申し上げますと、論点3に関しては、小塚委員がおっしゃったように、個人情報保護の観点と、民事判決情報データベースに関する制度設計の適正性を保つという観点との二つの趣旨が入っており、正確性確保の義務のところその二つが最も離れてくるということなのだと思います。正確性を確保しなければいけないのが、本人に不利益を与えないためというよりは、民事判決のデータベースを正確に構築して運用するためということであれば、個人情報保護の話を超えているということになりますので、その二つの趣旨の関係を踏まえて全体を整理する必要があるのだろうと思っております。

論点3-1、2、3の具体的なところも、個人情報保護の文脈で、情報管理機関が公的機関なのか民間機関なのかでそもそも規律が分かれてくるというのは湯浅委員、板倉委員がおっしゃったことに尽きると思うのですけれども、データベースの正確性を確保するというところで、情報管理機関が公的機関であるか民間機関であるかという点が生きてくるのかどうかという点、その文脈では、そういう任務を負わせている以上は独法であろうが民間の指定法人であろうが同じことになると言ってしまってもよいのではないかと思います。機関が公的なのか民間なのかというのは、個人情報保護の規律の整理の問題としては整理をつけなければいけないのだと思うのですけれども、データベースの仕組み全体を適正に動かす義務のようなものは、法人の性質ということではなく、任務の性質そのものから議論していいのではないかというふうに思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

情報管理機関というのは自分の判決の詳細を分かっている、しかもそれらを全部管理するということですので、国民からすれば非常に信頼がないといけないというふうに思います。そういう意味では民間の事業者が誰でもいいというわけではなくて、やはりかなり高いレベルの条件を付けてそこに委託するということになると思います。また、やっていく中で経験とか技術とかもどんどん磨かれていかななくてはいけないので、毎年毎年誰でもいいですよというわけにはいかないのではないかと基本的に思っているところです。そういう意味で言うと、民間であろうと公的なレベルに近い信頼があるべきだということに思っています。そういうことを前提にして、仮名処理前のデータも保有するので

はないかと思いますので、やはりこれから先、日々復元する技術もどんどんアップしていくとかいうこともありますので、そういう技術的な安全管理、それから不正アクセス等も非常に厳しい状況にありますので、そういうことは当然に高いレベルでやっていただきたいと思います。

そして、従業員に対する義務というのも、行政官と同じように守秘義務というのは必要であろうと。同時に、報告義務というのが仮名処理後のものであったとしても、やはりそのところには何らかの落ち度やシステム上の問題というものはある可能性もありますので、やはり報告義務というものは必要ではないかと思います。そして、正確な情報が速やかに反映されるということが何よりも必要ではないかと思います。そして、その上で従業員への教育を含む適切な措置という点についても、今個人情報漏えいというのは人的なミスというのが非常に多いと聞いておりますので、やはり従業員への教育というのは必須ですし、それからマニュアルを必ず守る、そのマニュアルもきちんとバージョンアップしていくというようなことは当然に求められるのではないかと考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

まだ私の考えがまとまっていないところもあるのですが、公的な性質があるのか、あるいは民間団体なのかという、そういった切り分けで安全管理措置のレベルが決まるものなのかについては、私は確信がいないところがあります。むしろこの判決のデータを収集してそれを利用機関の方に提供するという、その行為の性質から見てどのような安全管理措置が具体的に必要なのかということに集中すべき気がします。その内容としては、個人情報保護法の場合は様々な個人情報の取扱事業者があるので、割と抽象的に書かざるを得ないと思うのですが、どのように法律に書いていくかはさておき、一定の基準が分かるような形で、それを省令で書くのかどうかは分かりませんが、ある程度ものを示すような形で書いていくことは、情報管理機関が一つであるならばむしろ書きやすいのかなというふうには感じております。

それで、論点 3-1 と 3-2 と 3-3 というのは、私の整理では全部安全管理措置に関連するものとして整理していたのですが、論点 3-4 は既にほかの委員からお話があったように、少し性質の違うものが入り込んでいるような気がいたしまして、このところは少し論点を別に分けて議論をされた方がいいのではないかと考えております。

あと、論点 3-3 の漏えいについてですが、報告を義務付けることはやはりせざるを得ないと思うのですが、その報告の内容が何なのかというのが非常に気になりました。報告すればいいというよりは、むしろなぜそうなったのかという原因究明であったり、あるいはそれが更に起きないようにするためにはどうするのかといった再発防止の方がむしろ重要な気がしまして、この報告の内容が何なのかということも詰めないいろいろなこ

とが決まらないようには思いました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

東京大学の宍戸でございます。大体先生方が既におっしゃられたことのなぞり返しではあるのですが、基本的には公的か私的かということでは多分簡単には切れない問題で、その任務に着目して議論すべきだという異構成員からの意見に沿って制度設計を考える、情報管理機関の適格性や監督の在り方を考えるということだろうと思います。公的といいますが、例えばこの判決データの中には、言わば裁判権力を前提にした、強制的に集めた証言や証拠の判断の内容が判決書の中に示されているとかいった問題もあれば、あるいはそもそも裁判作用自体がこの民主主義社会において公共的なものとして評価・批判の対象となるということと、それからデータベースとして利用されるということによって社会の様々な便益を生むといったことであったり、司法作用の適正あるいは司法サービスの国民の幅広い利用を促すといった、様々な意味での公的・公共的という言葉のイメージがございます。

他方、私的という言葉でイメージされるのは、例えば個人情報取扱事業者一般について申しますと、営業の自由であったり、あるいは営利だったり採算性ということがあるかと思えます。もちろんこの情報管理機関が全く採算性なくサステナブルでないということであると、これはこれで困ることではありますが、今のような意味で、主体が私的な主体であるということと、今回のデータベースを作り、またそれを運用するという作用が公共的な意義を持つということは、これは矛盾するものではなく、そこに適した規律がかかっているということが必要なだろうと思います。公共的な主体であろうが私的な主体であろうが、ともかく個人情報の漏えいであったりプライバシー侵害があってはならないわけですが、判決データが公共的なことに利用されて社会の便益等を生んだりということに着目するのだとしますと、質の悪いデータでも何でもいからプライバシー侵害がないように頑張った結果時間が掛かって、質の悪い伏せ字だらけのデータを提供すればいいでしょうという話ではないのでありまして、当然そこにはイノベティブに、プライバシー保護等の問題と、それから使えるデータであるということとを両立させるといった意味での創意工夫がこの管理機関には求められるところでありまして、その意味ではデータの品質に関わる様々な規律というのはむしろ有るべきなのだろうと思います。政府ではデータ品質管理ガイドブックを定めておられて、様々な標準、規格を参考にいくつかの要件を定めておられると思えますけれども、こういったものをむしろ参考にしながら、情報管理機関の満たすべき要件、そしてそれがちゃんと満たされているのかということについて報告し、法務省等の監督を受け、また世論あるいはユーザーからの評価や批判、また必要であれば公的な支援等を考える、そういったサイクルを回していけることが大事ではないかと私は考えております。長くなりましたが以上ござ

います。

山本座長：

ありがとうございます。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

先ほどの小塚先生の御疑問に少し答えようと思ひまして、論点 3-3 のところなのですが、個人情報保護委員会は個人データの第三者提供についても提供元基準をとっているというのは有名なのですが、漏えいについても漏えい元基準をとっていますので、例えばセキュリティカードに振られている番号だけが漏えいしたというような場合も、これは個人データの漏えいだというふうにしています。それから、ここは漏えい等になっているのですけれども、今の個人情報保護法は漏えい等のおそれも報告させていますので、実は本当に漏れたかどうか分からないものもかなり広く報告するようになっていきます。他方で、先ほどの発言で私が申し上げたように、仮名加工情報は通知どころか報告義務もないのですが、ここで扱われている情報は個人データと仮名加工情報の間ぐらいのものとして恐らく報告を義務付けようということになっているのですが、漏えい元基準で要するにどんな些細なものでも出たら漏えい等だと、しかも、漏えい等のおそれも全部報告するのだとなると結構報告しないといけないことになっていきます。そこをどう書くかというのは、同じように条文を書いたら個人情報保護委員会と同じ運用をしないといけないと思ひますので、今の個人情報保護委員会の運用も踏まえて書いたら良いのではと思ひます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは湯浅委員お願いします。

湯浅委員：

先生方の御意見をお聞きいたしまして、情報管理機関を公的な性質が強いものとして捉えるか民間の性質が強いものとして捉えるかによって、そのセキュリティ水準が全く変わってくるということには必ずしもならないかもしれませんが、どちらの性質をとるにしても、仮名処理前と後でのセキュリティ水準が恐らく違ってくるということでございまして、仮名処理前というのは生データですので高いセキュリティ水準が要求されますし、逆に仮名処理後にも高いセキュリティ水準を要求するとコストが非常に掛かってきますから、仮名処理の前後でセキュリティ水準が違ってきた方が合理的であるというふうに私自身も思ひます。

他方で、どちらの性質が強いものとして考えるかによって、依拠すべき情報セキュリティの基準が変わってくるということはやはり念頭に置かなければならないということでございまして、公的性質が強いものとして捉えれば、先ほどの繰り返しとなりますが政府統一セキュリティ群等に準拠すべきということになっていきますし、そうでないと考えるのであれば民間事業者並みで足りるということになります。

なお関連して、仮になのですがこのスキームが出来上がった後で、このスキーム自体が

いわゆる重要インフラとして捉えられるかどうか。重要インフラ 14 領域のうちの一つの政府・行政サービスの中に入ると仮に捉えてしまいますと、いわゆる重要インフラ事業者としてのサイバーセキュリティ法上の義務がかかってきます。逆にそうではないというふうに位置付けてしまった方が良いのか、ここはもしかすると法務省と NISC あるいはデジタル庁で事前に調整や協議をしておいていただいた方が良いのかもしれないという気がいたしております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにかがででしょうか。おおむねよろしいでしょうか。種々有益な御指摘を頂けたかと思えます。総論的な観点として、やはり情報管理機関の性格をどう捉えるのか、公的な要素が強いという観点を重視するのか、あるいは民間という点からいくのかということによって規律内容というのが異なってくるのではないかと御意見があり、ただこの点については必ずしもそういう問題でもないのではないかと、どこまで認識の違いがあったかというのとは分かりませんが、若干のニュアンスの違いがある御発言はあったように思います。また、この具体的な論点との関係では 3-1 から 3-3 まで安全管理に関わる問題に対して、3-4 は少し違うのではないかとこの観点から、正確な情報を適切にあるいは利用しやすい態様で提供するという、情報管理機関の本来の任務の性質というものもやはりこの規律の中で考えていくべきではないか。宍戸委員からはデータの品質というお話もあったかと思えますけれども、そういう観点からもこの具体的な規律というものも想定していく必要があるのではないかとこの総論的な御意見もあったかと思えます。

3-1 から 3-4 まで個々的には各論的にいくつかの有用な御指摘を頂いたかと思えますので、今のような総論的な観点も踏まえながら、事務局においては引き続きこの考えられる規律の具体化について詰めていただければというふうに思います。それでは、引き続きまして論点 4 の方に入っていきたいと思えます。これも事務局の方から説明をいただきます。

事務局：

渡邊です。スライド 31 を御覧ください。論点 4 は、仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて御議論をお願いするものです。仮名処理前の民事判決情報には、個人である訴訟関係人の住所・氏名等が含まれておりますところ、外部からの不正アクセス等のリスクを考慮すれば、こうした情報は用済み後速やかに削除するのが望ましいと考えられます。他方で、仮名処理後も事後的な是正措置等のために仮名処理後の民事判決情報を参照する事態が具体的に想定されることからしますと、情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報を保存する必要性は否定できないのではないかと考えられるところでございます。

スライド 32、33 は、事後的な是正措置等との関係ですとか、あるいは仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて事務局として考えられるところを

記載させていただきました。こうした点を踏まえまして、先ほど申し上げましたように、仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについてどのように考えるべきか、御議論をいただきたいと考えております。簡単ではありますが以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点4、仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて、どなたからでも結構ですでお気付きの点御発言いただければと思います。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。ここの部分は少し大きな話をさせていただきますと事務局にも事前に予告をしてありますので、皆様にもお付き合いいただきまして私の考えを申し上げます。というのは、これは情報管理機関から議論を出発させますと、御指摘のように必要がなくなったものをどのタイミングで消去するかという話になるわけですが、そもそも民事判決の情報を国民に公開していくという観点からしますと、どこかに仮名処理前の民事判決情報というものが常にあり続けるべきではないのかという問題意識をやはり私としては持つわけです。今日の最初の方の別の論点で、これが国民の財産だというふうに、それで国民からのアクセスを認めるべきものだというふうに言われているのではないかと、関係府省庁連絡会議でそう言ったのではないかとということを申し上げたのですが、国民の共有財産であるのは仮名化処理された民事判決なのかということ、私はそうではないと、生々の民事判決こそが共有の財産で、それを出していくに当たってはそのまま出すと問題があるので仮名化処理しますと、こういうことを言っているだけだと思うのです。そうすると、どこかにはそのデータというものがなければいけないのではないかと、思うわけです。それがどこであるべきかというのはいろいろ考え方があるので、裁判所の中に置くとか、例えばガバメントクラウドに置くとかいろいろな考え方はあり得るし、その一つの在り方として例えば情報管理機関で管理してくださいという言い方も論理的にはあり得ると私は思います。もちろんそれは情報管理機関本来の職務とは別の、もっと大きな枠組みでのことでありますので、そういうことをするのであれば情報管理機関としては仮名化処理後の判決を国民に提供するというのはまた違う話なので、別途対価を下さいというようなことになるかもしれません。ですので、そういう具体的なアレンジのことを今申し上げているわけではないのですけれども、本来の在り方として、やはりどこかにデータがあるということを前提としなければいけない。その上でそれに対する、それこそ不正アクセスのようなリスクをなるべく抑えるという観点から、仮名処理のために複製されたり、作業用として置かれたりしたデータは早期に消去することが望ましいでしょうし、不必要に複製するということがないことが望ましいでしょうし、そのタイミングというのは一つの目安として、事後的な是正措置手続がおおむね合理的にもうこれ以上はないだろうというふうに想定される時期というところで線を引くという運用については、それはそうなるのだろうかというふうに考えます。

また、今申し上げましたようなことは本来もっと大きな話で、これはもちろん山本先生を始め先生方が別な所で議論しておられるところですが、民事判決手続全体のデジタル化・IT化ということがどういう意味を持っているのかということで、デジタル化したと言いながら結局はメールで送られてきた文書をダウンロードして裁判官の個人のパソコンの中で作業をして、終わったものをまた今度は記録媒体で記録して、それで情報管理機関に持っていく、こういうワークフローで本当に良いのか。それでデジタル化を目指すことが実現されるのかというような大きな疑問にもつながっているわけです。ただし、それはもちろん大きな文脈を私はお話しているわけで、スタート時点でできることできないことというのはあるでしょうし、それについては理解をしているつもりです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。大変重要な、また根本的な御指摘を頂いたかと思えます。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

事後的な是正の仕組みと関連させて、この論点を考えた場合に、いつまで情報管理機関がデータを持っていれば大方の事後的な是正に対応できるのかということを考えることになるので、それによって期間が変わってくるような気がしております。自らが当事者になった判決が情報管理機関を通して利用する機関に移ったときに、判決が出た後が多分一番関心が高い時期でしょうから、それから1年ぐらいの期間が一応の区切りとしてあり得るのかなと思いました。先ほどの小塚委員のお話をお聞きしていて、もしも判決の生データをずっと保有している機関というように、この情報管理機関に役割をもう一つ与えるとするならば、果たして手を挙げる事業者はいるのかなというのが実務的な点からの疑問です。やはり名前が載っているものをずっと保管していなければいけないという非常に重い義務が課せられてくるものなので、むしろそれは国こそそれを行うべきではないでしょうか。もしも情報管理機関にその役割を持たせるのであれば、その役割部分は裁判所が情報管理機関にその部分を委託したというような構成をとらないと難しいように思います。そして委託したからには当然のことながら費用は国から出るという形にしないと、どんどん情報管理機関の任務が重くなってきてうまく進まないような気がいたしました。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは巽委員お願いいたします。

巽委員：

巽でございます。今回も二人の構成員に先にほぼ全ておっしゃっていただいたのですが、でも、まず小塚先生がおっしゃっていた大きな話という点で私も少し思うところがございます。最初の会議から私は、今回の仕組みを作る目的というのがデータベースの構築に重きが置かれているのか、オープンデータに重きが置かれているのかというので問題の性質が違うだろうということもずっと申し上げておりましたし、そもそも裁判所が

やるべき話なのか法務省がどこまで関わるべき話なのかというのが、情報管理機関というものをどういうものにするのかを考える上で大本のところにはやはりあるわけでごさいます。私としては、データベースの構築であってもオープンデータであっても、本来は裁判所が自らの事務として行うべきものだという整理が先にあって、それを実施するための手段として情報管理機関を使っているというのが一番すっきりする整理なのですけれども、そうなると小町谷先生がおっしゃっていたように、裁判所が行うべきデータベース化、オープンデータ化という事務を外部の法人に委託するという整理に恐らくなるのだと思います。現実問題として裁判所がその事務を最初から引き受けるということには困難があるわけですし、理論的にも司法府としての裁判所が、データベース構築ですとかオープンデータといった事務を引き受けるべき地位にあるのかというのは、憲法論として議論しなければいけないことも多いと思いますので、情報管理機関を使うというスキームから出発すること自体は、私は反対はしないのですけれども、情報管理機関と裁判所との役割分担というのが、やはりいろいろな論点で出てくるだろうと思うのです。最終的には裁判所がどこまでを役割として引き受けるのかということをしっかり考えないといけないだろうと思っているところであります。もう少し具体化して言うと、裁判所の側で構築されるはずの、令和4年民訴法改正を経た情報処理システムというのが、どのようなものとして作っていただけるかということが実際はボトルネックになると思っております。それは小塚先生が想定されていたようなデータベース化、オープンデータ化の政策にも資するものとして構築していただけるのであれば、そこから先流れていったものの整理もしやすいと思うのですけれども、完全に司法事務の処理のためだけに使うシステムを構築してそこから先は情報管理機関の方で広い意味でのデータベース化、オープンデータ化は外でやってくださいということになると、途端に論点整理が難しくなるような感じがしています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

皆さんが高尚な話をする中ですごく細かい話をするのですが、高裁の判決は多くは改める文で書かれておりますので、控訴されてそれが確定するまでの期間は、地裁の原文は持っていないと正確に収録できないのではないかとこのところが1点。

ついでに申し上げますと、改める文でない状態で情報管理機関が、つまり溶け込みの状態です。利活用機関に出していただくと非常に使いやすいだろうと思います。書き方はもちろん裁判官の独立がありますのでしようがないとして、しかしながらやはり人間が読めるようにはなっていないと私は思いますので、是非そこは。

一つは保存しておかなければいけないこと、もう一つは溶け込みで利活用機関に行くとうれしいなということです。以上です。

山本座長：



ありがとうございました。法律家でない方に、「改める文」という表現が出ましたけれども、これは高裁判決が第一審判決を引用して、第一審判決の何ページ何行目から何行目をこのように改めるというような形で、改めるところだけを摘示してなす判決で、それだと第一審判決がないとそもそも何を書いているのかというのが全く控訴審判決だけでは分からないだろうと、それで第一審判決を消去してしまっているのかというのが板倉委員の問題意識だったかと思います。

板倉委員：

補足いただきありがとうございます。

山本座長：

それでは町村委員お願いいたします。

町村委員：

私も消去してしまうというのは基本的にやはり問題があるかと思うのですが、それはなかなか割り切りが難しいですけれども、歴史文書としての保存ということに関わってくるのかなというふうには思って、そうすると昔やったような国立公文書館が本来の責任機関であって、デジタルアーカイブということになると国会図書館とかもやっているかもしれませんが、この情報管理機関がそういう役割を兼ねるのかどうかというのはやはり議論の余地と、それから小町谷委員がおっしゃったように、本来は国がやるべきことを代わってするのだからそちらからお金をもらうというようなことも伴わないとなかなか難しいなというふうに思っています。取りあえず以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

ありがとうございます。これも町村先生が直近でおっしゃっていたことにも関わりますけれども、この民事判決情報をしっかり保存していくということは、データベース化し情報管理機関がそこを担うということの外にひとまずあるファンクションだろうと思います。もちろんこの情報管理機関を一回作って、そしてここに記録・保存のファンクションも担わせた方が好都合であろう、そうであればこの情報管理機関というのは、例えば民間の主体ではなくて裁判所の組織とするとかいった整理もおいおい考えられる。そういう拡張可能性はあり得るだろうと思いますけれども、ここではひとまずデータベースをきっちり作っていくという、目下議論すべき点というところをまず確実にやれるようにしていく。そのための整理が大事ではないかと思います。ただ、他方で先生方が御指摘になっていることは私もよく分かるつもりでございまして、私もデジタルのことはよく分からないにもかかわらずあちこちでDXとかについて議論するところに巻き込まれているわけでありまして、このようにデータベースとかデジタル化、DXを進めていくということは、既存の判決書あるいは判決の文化、あるいは広く言えば裁判作用をそのままデジタル化していくとかデータ化していくとか、それをオープンにしていくことではな

くて、当然それはまた逆に既存の業務の在り方自体を変えていく、そしてそれをより良いものにしていくということと連動でなければならないわけであります。しかしながらそうしますと、この話は民事司法の在り方の DX という、これもまた非常に大きな、恐らく現在裁判所が取り組まれている大きな政策課題とも連動するものであり、それをこの場で一方的に議論することができるのかどうかは大変難しいところがあるだろうと思います。したがって、この点は、私は前も異委員と同じように申し上げたことがあるかもしれませんが、何か裁判所の方でお考えがあって、ここはこういうことをするのはやめてくれということがあれば、それは事務局ないしこの会議の場でおっしゃっていただきながらではありますけれども、ひとまずはそういった民事判決、民事司法の DX 化を見据えながらも、ここでは一般の今現状求められる期待との関係でデータベース化を進めていくということが非常に大事なのではないかと。そこでの議論の観点、DX に伴うようないくつかの観点は、是非法務省あるいは裁判所においてお引き取りいただいて、今後の検討の素材にさせていただければと思っております。

すみません、当たり前のことを申し上げていましたが、その上で1点、この仮名化後の仮名処理前の民事判決情報については、記録としての保存とはまた別に、もし仮名化にミスがあったとき、先ほど私はデータの品質と申し上げましたが、それとの関係で問題がある加工をしたのかしていないのかといったことを判断したり直したりということが必要になる場面もあり得ますので、その意味である程度はこの仮名処理前の民事判決情報は保管・管理していく必要があるのではないかと私自身は思っております。もちろんこれは漏えいとかの関係で、いつまでそれを持っているのがよいのかということは当然ありますけれども、一般的な個人情報的なものとして、とにかく仮名化して利用目的が終わったからさっさと消去しようというのとは少し違う整理が、本来的なデータベース化の意義・役割あるいはデータベースを見直してより良いものにしていくということとの関係で必要な部分があるのではないかと。この点はやはり慎重にした方がよいのではないかと。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは岩田委員お願いいたします。

岩田委員：

ありがとうございます。いろいろもうお話が出ているところもあるのですが、コストの観点から言うと、データを複数のところで管理するとやはりそれだけコストが発生するというので、コストを考えるのであれば極力一元化をすべきではないかというのは一般論としては言えるのかと思っております。

あと、先ほどから出ていますけれども、裁判所の方で今取り組んでおられる DX 化について、より使いやすい形でデータが入手できるということであれば、基本的に裁判所の方で一元管理してそこから随時引き出すというようなやり方もできて、それが一番データの管理という意味では簡潔なのかなという感じはしておりますので、以上御意見として

申し上げておきます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。長田さんお願いします。

長田委員：

最高裁判所の長田でございます。今裁判所の方の今後のシステムとかデータベースの関係でいろいろ御意見を頂いたところなので、簡単にお話をさせていただきたいと思えます。まず、記録がデジタル化したときの判決原本の保存期間がどうなるかといったところも前提としてあろうかと思うのですが、電子化された記録の保存の在り方については、電子化された記録の特性のほかにシステムの維持管理コスト、あるいは記録等に現れる高度な個人情報を保有し続けることの問題を踏まえながら検討していくことになろうかと思っております。現在は裁判所の事件記録保存規程において判決原本の保存期間は50年ですが、保存期間満了後は順次国立公文書館に移管をさせていただいているところで、こういった形の保存自体をどういった形にするのかは今後検討を進めていくことになるとは思っています。

裁判所で検討しているシステム上、こういった形で情報管理機関にデータを移していくかということですが、今我々の方で考えているところ、具体的などはもちろん検討中なのですが、基本的にはシステムに格納された提供すべき判決のデータを機械的・自動的に情報処理機関から裁判所のシステムにアクセスをさせていただいて取得していただくということを考えているところです。提供すべき判決データの準備作業として裁判所側で何らかの操作をするということを想定しているわけではありません。そういった意味で事後的にもし特定の判決のデータを取得したいという形で情報管理機関から申出があった場合には、もちろんそれぞれのアクセスの処理の負荷が掛かるといふ形になりますので、そのボリュームがもし大きくなるとすれば、裁判所のシステム構築上、処理能力とか、あるいはそれを構築するためのコスト面での検討というのが必要になってくようかと思われま。

あとは先ほど申し上げたように、判決データの保存期間をどういう形で設定するのかは検討していかないといけないところですが、長期間経過した後で判決情報を再度取得したいという形で情報管理機関から申出があった場合には、判決データを長期保存するデータの仕様によっては別途負荷が掛かるといふことも想定されるかと思っております。私の方からは以上です。

山本座長：

ありがとうございました。裁判所の方の検討状況について御紹介をいただいたのですが、それも踏まえて何か追加的な御意見等ございますか。

町村委員：

すみません、質問ですけれども、判決原本の公文書館への移管というのは順調に実行され続けているのでしょうか。それはもう途切れてしまったようなことも一部では聞いて

いたのですけれども。

山本座長：

長田さん、もしお分かりであればどうぞ。

長田委員：

今御質問いただいたところですが、公文書館への移管自体は特段途切れるということはありませんで、両者の間、内閣総理大臣と最高裁の長官の申合せに従って順次移管をしているという形であります。ただ、公文書管理館側の収容のスペースといった問題もありますし、こちら側の情報の整理という問題もあるので一気に移管するということとはできていないところではあります。

町村委員：

分かりました。ありがとうございます。

山本座長：

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。異委員どうぞ。

異委員：

ありがとうございます。いろいろ最高裁の方から教えていただいて大変有り難かったです。論点4と直接関係はないのですけれども、恐らく今のお話と関わりそうなことを念のためここで申し上げておきますと、仮名化が正しかったかどうかを加工前データと照らし合わせるという話とはまた別の問題として、メタデータについて、地裁判決に対して控訴され上告されということで審級が進んでいったときには、最初の地裁判決の審級情報データを随時更新することになると思いますが、そういうメタデータの更新や正確性担保のために、裁判所と情報管理機関との間の情報のやり取りが生じないか、その負荷がどうなのか、ということも恐らく出てくると思います。仮名化前のデータと仮名化後のデータをどうするというこの論点4の話だけではなく、全体の問題を踏まえた上でまたここに戻ってくるということも必要なのかなと思いましたが、ひとまずそこだけ申し上げます。

山本座長：

ありがとうございます。ほかにはよろしいでしょうか。この論点4の前提問題あるいは根本的な問題として、仮名処理前の民事判決情報をどこかで保管・管理しておく必要があるのではないかという問題提起の御意見があり、そこについてかなり御議論をいただきました。裁判所あるいは国立公文書館等々との関係で、この情報管理機関にもそういう役割を担わせるかというような議論もあったかと思えます。この辺りは民事判決情報全体を後世にどのように残していくのかという観点の問題であって、その全体の枠組みの中で今後考えていくべき問題ということになるかと思えます。

論点4の直接の関係では、私が伺った限りにおいては、ここにあるような、要するに必要な範囲で仮名処理前の民事判決情報を一定期間残しておくけれども、必要がなくなった場合には速やかに削除すると。ただ、どういう必要がそこに考えられるのかということ

について、この事後的な是正の仕組みというのはここで記載されていますけれども、その他控訴審判決と第一審判決の関係であるとか、あるいはメタデータの作成の関係等々についての留意点についての御指摘もあったかと思しますので、そういったような点も踏まえて、この点についてはより具体化して考えていくということになろうかと思えます。この論点4の関係はよろしいでしょうか。よろしければ今日の最後の論点になりますが、論点5の方に入っていきたいと思えます。これも事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。スライド35を御覧ください。論点5は、情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の取扱いにつきましては、その一部が委託されることも想定されるところでございますが、そうした場合における安全管理を図るための措置の在り方について御議論をお願いするものです。

スライド36を御覧ください。これまで本検討会において様々なヒアリングを行ってまいりましたが、その結果を踏まえ、情報管理機関が基幹データベースの担い手になるとしても、その業務の一部が委託されることも想定されるところでございますが、その場合における安全管理を図るための措置の在り方について検討をお願いしたいと考えております。先ほど来、この民事判決情報の基幹データベースの担い手としての情報管理機関の在り方については、ほかの法令とは異なった視点で検討していく必要があるということで様々な御意見を頂いているところですが、ほかの法令にも似たような規律がございますので簡単に御紹介しておきますと、例えば、個人情報においては委託も認められておりますけれども、委託先における個人データの取扱いについては、委託元の個人情報取扱事業者による監督を通じて安全管理を図ろうとしております。あるいは、いわゆる次世代医療基盤法においては、これも委託が認められておりますけれども、委託元の許諾を得ることや再委託先が認定事業者であることが再委託の要件とされているところであります。こうしたところを踏まえ、民事判決情報について考えてみますと、民事判決情報はその基となる判決書の原本が制度上公開のプロセスを経て生成されたもので、閲覧等制限の決定がない限り誰でも閲覧できることとされていることからしますと、個人情報一般と比べても特に安全管理措置を講ずる必要性が高いとは言い難いように思われるところでございます。こうした観点を踏まえると、委託先における安全管理については、少なくとも個人情報と同様、委託元すなわち情報管理機関による必要かつ適切な監督を通じて図ることとしても十分ではないかと考えられるところではあります。他方で、制度に対する信頼を確保するとともに、民事裁判の利用者に萎縮効果を生じないようにする観点からは、安全管理の徹底を図るために委託先について主務大臣による認定の制度であるとか、あるいは届出の制度を設けることなども考えられます。要するに、安全管理措置の在り方については様々な考え方があり得るかと思っております。委託先における安全管理を図るための措置の在り方についてどのように考えていくべきなのか、皆様の御

議論をお願いしたいと考えております。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点5、情報管理機関が仮名処理前後の民事判決情報の取扱いを第三者に委託する場合の安全管理措置の在り方についてということになりますが、この点についてお気付きの点、御意見、御質問等、御自由にお出しいただければと思います。湯浅委員お願いいたします。

湯浅委員：

ありがとうございます。この委託の問題は、既に皆様御案内のとおり様々な問題が各地で発生しておりますので難しいところではありますが、他方で委託を全く禁じてしまいますと、逆に禁止をかいくぐるための偽装的なやり方が行われて、かえって悪い結果を招くおそれがありますので、委託については一定程度許容せざるを得ない。その際に、安全管理を図るための措置の在り方というのは恐らく個別具体的に法令に書いていっても、安全管理の措置の在り方自体は日々変わっていきますので、それも非現実的なので、事務局から御説明いただいたように、法令レベルでは恐らくほかの法律に倣うような書きぶり程度にならざるを得ないのではないかというのが私の考えです。

関連しまして、やはり問題になり得るのはクラウドサービスの利用ということでございまして、クラウドサービスの利用の形態も、業務委託ということにするのか、その形態自体もいろいろと検討の余地があるところではありますけれども、事務局から説明がございましたように、やはり利用者の不信感を招かないようにするという点を考慮すれば、一般の民間事業者におけるクラウドサービスの利用とはやや一線を画す必要があるようにも思われます。具体的には、いわゆる ISMAP、政府情報システムのセキュリティ評価制度に基づいてクラウドサービスリストに掲載されたサービスから調達するとか、そのような手段が考えられるかと思えます。もちろんそれもその件まで法令に書き込むかどうか、あるいは省令レベルにするのか、もう少し下のレベルの何かしらのルールにするか、どのレベルのルールに入れ込むのかというのは別途検討が必要かと思えます。

山本座長：

ありがとうございました。ほかの法令並みというところでありまして、この資料によれば、個人情報保護法だと委託元の情報管理機関による監督ということであるのに対して、この医療法の方では委託先についても認定制度を設けるというようなかなり強いものになっていますが、この辺りのレベル感はもし湯浅委員に感触があればと思うのですが。

湯浅委員：

そのレベル感の在り方は、正直に申しましてどの程度のコストをそこに掛けられるのかという部分とかなり連動しているように思われます。認定制度を導入するとか、厳しくすれば厳しくするほどコストがどんどん上がっていきます。他方で情報管理機関側にとってみると、コストが掛かれば掛かるほどそもそも管理機関に手を上げる所がいなくなる

おそれもあるわけでごさいます、個人的な感想といたしましては個人情報保護法程度で足りるのではないかというふうに思っているところでごさいます。

山本座長：

ありがとうございます。よく理解できました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

今の湯淺先生のお話の補足みたいなところになりますが、個人情報保護法は、これは引いていただいているのは民間コーナーだと思うのですが、行政機関コーナーの安全管理措置義務は、実は委託先には行政機関の義務を直接課すということになっていきますので、そういうやり方もあります。情報管理機関からの委託先の監督のみならず、情報管理機関にかかっている義務を委託先にも直接課すという、これは委託先がどういう義務を負うかというところのやり方です。あとは、委託先の選定のところは、個人情報保護法は民間も行政機関も基本的には本人の同意等が全く要らないですし、監督機関との関係でも全く要りませんが、次世代医療基盤法で引いてあるものはそもそも委託を受けるのに認定が要するという形で、これは非常に重たいですが、間としては監督機関に報告するとか届出するとかそういうやり方もあります。いずれにせよ、これは具体的に1か所だけに委託するののかたくさん委託するのかなども想定しながら考えていくのかなというふうに思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。私は、これは一般の個人情報ですら個人情報取扱事業者が委託先を監督すればよいということになっているわけでありまして、今ここで作ろうとしている制度は、基本的に個人情報保護法と同じような保護まではしないというような、個人情報保護法とは違う世界を作るということをやろうとしているわけですので、そういう意味で言いますと、情報管理機関自身が委託先を監督するときの監督の仕方について、必要があれば監督官庁がガイドライン等を出す、例えば金融庁などが金融業者に対して、個人情報の取扱いについて委託を出したときにはこういうことをしなさいというようなガイドラインを出していますけれども、そういう相場観でよいのではないかというふうに感じております。

そこで私が考えていたのは、一般的な特に個人情報の処理、具体的にはAIで仮名化した後のダブルチェックをする作業、これを出す先のようなことを考えていたのですが、先ほどの湯淺先生がクラウド業者の話がされたので、少しそれで思い出したことを最後に申し上げますと、前から私は申し上げておりますが、この判決情報を機械的に処理し、解析する方は、恐らくクラウド上でそういう作業をするということになるのだらうと思えます。これをクラウドを使うなというのは現実的ではありませんし、そういう意味で言いますと、やはり利活用機関が利活用する場面も含めてこの仮名処理前後の、そういうこと

で言うならばかなり広くそれを許容せざるを得ないのではないかというふうには思っておりまして、あまりそこを厳しくいろいろなことを言っていかななくてもよいのではないかと感じているということです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは宍戸委員お願いいたします。

宍戸委員：

宍戸でございます。先生方の御指摘に共感する部分も多いのですが、しかし別の観点はお出しさせていただきたいと思っております。まず次世代医療基盤法でございますが、御案内のとおり国会において改正が成立いたしまして、そこでは認定医療情報等取扱受託事業者ということで改めて章を起こしまして、認定を受けるだけではなくて、その受託事業者について、利用目的による制限やその匿名加工医療情報、仮名加工医療情報の作成等について、直接的な義務を課すということをしております。必ずしも私が次世代医療基盤法の検討に関わったからそれをこちらに押し売りしようという趣旨ではないのですけれども、考えておりますのは、一体何を委託するのか、そしてその委託される内容がここでの民事判決のデータベース化あるいは仮名化を行うということとの、取り分け公共的・公益的な活動との関係で何を意味するのかということをし少し具体的に整理する必要があると思っております。次世代医療基盤法で受託において厳しい規律を課しているゆえんは、もちろんその医療情報が非常にダイレクトにプライバシーに関わり、また膨大であるとかいったこともありますけれども、同時に匿名化・仮名化の作業が非常に重要であり、それについて一定の基準が法的に整理されていて、それがしっかりと担保されるということを念頭に置いているからでございます。

翻って民事判決のデータベース化ということについて、例えばそれをクラウドに集めておきますという、言ってみたら保管作業みたいなことだけなのであれば、通常の個人情報保護法の世界のような、本来の事業者が委託先を一定の要件で選んで単に預けておきます、それで経済的に効率が良い所でそれなりに安全管理ができるという所であればよいですという世界もあるでしょう。けれども、例えば仮名化の作業を委ねる、あるいは小塚先生から今お話がありましたような、仮名化がうまくいっているのかどうかをチェックするという業務を預けるということであるとしますと、そもそも民事判決のデータを仮名化することについて、プライバシー等に配慮しつつ、しかしこれが民事司法の発展とかデータベース化されて世の中で活用されていくこととの関係で、ぎりぎりこういうふうに加工作していかなければいけない、あるいはここは加工する必要はないなどということであり、それについて一定の基準やガバナンスについて、法務省あるいは裁判所も何らかの関与を含めて考えているということであるとしますと、それを管理機関が自らの判断だけで委託先を選んで委託するというところで、この話が全体として一貫性を持った完結するような仕組みになっているのかということについては私は若干疑問を持ちます。なので、何を委託するのかということにもよるのですけれども、取り分け今ここで



本当に問題になっているような、先ほどデータの品質ということを申し上げましたけれども、その一般の個人情報の微妙な匿名化や仮名化、取扱いなどとは違うような、この民事判決の仮名化の正に本質に関わるようなことについて、個人情報保護法上の規律程度のものでよいのかどうかということについては少し深掘りした検討が必要ではないかと思っております。私からは以上でございます。

山本座長：

ありがとうございます。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

ありがとうございます。情報管理機関についても一定の条件が付くというふうに思いますし、少なくとも個人情報法と同様の、情報管理機関による必要かつ適切な監督を通じて図るということは必要だと思います。それと同時に、委託する場合にはやはり一定の条件を付けるということも必要だと考えております。全然レベルが異なりますが、私の団体としては様々な自治体から事業を受託しておりますけれども、それほど個人情報を扱うというような事業ではなくても基本的に禁止ですし、再委託する場合には委託元の許可を得るということをやっておりますので、そういうことからすればやはり最低限の条件を付けるということは必要なのではないかと考えております。

山本座長：

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。お伺いした限りにおいて、個人情報保護法絡みの監督というのが最低ラインとして必要だということについてはおおむね皆様の御意見は一致していたかと思っておりますが、多くの委員からはそれに対するプラスアルファというものが何らかの形で必要なのではないかという意見が多かったように思います。それを考えるについては、宍戸委員などから委託の事務の内容によってそこは違ってくるのではないかという御指摘もあったところでありまして、具体的にここで委託といった場合にどういうことが想定されるのかということも含めてもう少し具体的に考えていく必要があるというような趣旨の御発言が多かったように思いますが、事務局の方で何か追加的にこの点についてコメント等ありますか。

事務局：

渡邊です。今座長におまとめいただいたとおりと我々も認識しております。現在でも日弁連法務研究財団において事業の在り方について検討が進められているところでございまして、仮にこれが事業化されるとしてどういったことが委託業務として想定されるのか、その辺りをもう少し技術的な面も含めてお聞きした上で、更に深掘りした御議論をいただけるように努めていきたいと考えています。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それではこれで予定していた議題、論点については全て御議論をいただけたかと思っておりますけれども、若干まだ時間はありますので、もし全体を通して、あるいは時間の関係で少し遠慮したとかいうところがあれば、御自由に御意見をお出し

いただければと思いますがいかがでしょうか。言い残したことはないということでもよろしいでしょうか。それでは、本日の審議はこの程度とさせていただければと思います。事務局から今後の日程等についての御説明をお願いいたします。

事務局：

渡邊です。次回以降の会議の予定につきましては、会議用資料として配布した資料のとおりにとなりますけれども、議事の詳細はまた改めて事務局の方から御連絡差し上げたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、これにて本日の会議は終了したいと思います。長時間にわたりまして熱心かつ有益な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。お疲れさまでした。